

農政をめぐる情勢

目次

- | | | |
|-----|--------------------|---|
| I | 規制改革推進会議の動き | 1 |
| II | 2017衆院選における各党の農政公約 | 3 |
| III | 米副大統領、日米FTAに言及 | 6 |
| IV | スイス、食料安保を憲法明記へ | 9 |

今月号のあらまし

I 規制改革推進会議の動き

9月20日、規制改革推進会議・農林WG（座長：飯田泰之明治大学准教授）の第1回目の会合が開かれ、「農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」を決定した。以降、10月11日までに3回の会合が開催され、主に林業分野の検討が行われている。

II 2017衆院選における各党の農政公約

第48回衆議院議員総選挙に際して与野党は農業関連で公約を掲げた。

自民、公明両党は「農業者の所得向上」を掲げて農政改革の継続を訴えた。希望の党、日本維新の会は、農業補助金の廃止や農協改革などで大胆な農政転換を打ち出した。一方、共産、立憲民主、社民の各党は所得補償制度を柱に据え、農家の安全網構築を重視した。

III 米副大統領、日米FTAに言及

10月16日、日米両政府は、麻生副総理とペンス米副大統領による2回目の日米経済対話を開催した。

会談後、日本政府関係者が「ペンス副大統領から対日FTAに強い関心を示された」と明らかにした。また、米国が強く求めていた日本による米国産冷凍牛肉の緊急輸入制限（セーフガード）の見直しについて議論された。しかし協議は折り合わず、今後も協議を継続していく方針を確認した。

IV スイス、食料安保を憲法明記へ

9月24日、スイスで食料安全保障を盛り込んだ憲法修正案が、国民投票で可決された。主要国で初めて食料安全保障が憲法に明記されることとなった。

I 規制改革推進会議の動き

—農林WG、「今期の主な審議事項」を決定—

- 9月20日、規制改革推進会議・農林WG（座長：飯田泰之明治大学准教授）は会合を開き、「農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」を決定した。（別紙1の通り）
- 9月11日の規制改革推進会議では「当面の重要事項」として、農林関係では、「林業の成長産業化等」と「農業の成長産業化」が掲げられていた。これを受け、農林WGの審議事項には、「林業の成長産業化」や、「卸売市場法の抜本的見直し」等が盛り込まれている。
- 農林WGは9月20日の開催に続き、10月5日、11日と相次いで会合が開催されており、林業改革の議論が重ねられている。

【農林WGにおける各回の議事次第】

第1回農林WG会合（9月20日開催）

1. 森林・林業政策の現状と課題について
2. 農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

第2回農林WG会合（10月5日開催）

1. 森林・林業の現状と課題について（岡山県西粟倉村からのヒアリング）
2. 「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」に関する総務省からのヒアリング（森林吸収源対策税制を検討する立場から）

第3回農林WG会合（10月11日開催）

- （未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合（農林水産業）（第1回）合同会合）
・森林・林業政策の現状と課題について（関係事業者からのヒアリング）

- なお、内閣府HPにおいて、9月20日会合の議事概要が公表されているが、農業や農協に関して踏み込んだ記述はない。
- また、卸売市場改革に関して農林WGは、9月下旬に会合を開催する予定だったが、自民党側から延期要請を受け、衆院選後に先延ばしとなっている。ただ、規制改革実施計画では「平成29年末までに具体的な結論を得る」と記載されているので、選挙後の10月下旬にも急進的な提言を打ち出してくる可能性がある。

農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項

平成 29 年 9 月 20 日
農林ワーキング・グループ
座長 飯田 泰之

1. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進

森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化する方策や、これを補完するために市町村等が担う公的仕組みとその持続可能な実行を担保する財源を含めた枠組みについて検討する。

2. 農業競争力強化と地域経済活性化に向けた農地の利活用の促進

- (1) 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進に向けた対策や、過度な転用期待に伴い流動化が拒まれている状況の改善策について検討する。
- (2) 新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法における取扱いについて検討する。

3. 農地・林地に関する所有者不明問題

意欲ある経営者や地域社会が新たな取組に踏み出そうとする際の阻害要因となる所有者不明の農地・林地について、農業生産基盤強化、国土保全等の観点から、新たな所有・利用のあり方について検討する。

4. 卸売市場法の抜本的見直し

経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく検討する。

5. 重点的フォローアップ

全農が生産資材の購買事業の見直し・農産物の販売体制強化等を盛り込んで策定した新たな年次計画の実施状況をはじめ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等、「農協改革集中推進期間」にあるJAグループの自己改革の進捗状況をフォローアップし、真に農業者のための改革が実現するように促す。

Ⅱ 2017衆院選における各党の農政公約

—「市場原理」「中間」「保護」、三極の政治姿勢反映—

- 9月28日、安倍首相は第194臨時国会冒頭で衆議院を解散し、「10月10日公示—同22日投開票」の日程で第48回衆議院議員総選挙を実施することを決定した。
- 選挙に際して与野党は農業関連で公約を掲げた。
(主なポイントは別紙1の通り)
- 自民、公明両党は「農業者の所得向上」を掲げて農政改革の継続を訴えた。希望の党、日本維新の会は、農業補助金の廃止や農協改革などで大胆な農政転換を打ち出した(ただし、希望の党小池代表は日本農業新聞のインタビューで総合農協を尊重する旨を表明しており、日本維新の会とスタンスは異なる)。一方、立憲民主、共産、社民の各党は所得補償制度、食料自給率の回復、TPP即時離脱等を柱に据えている。
- 日本農業新聞が主要各党に対して実施したアンケートにおいて、農政で最も訴えたいことは次の通りとなっている。

【各党の農政で最も訴えたいこと(優先順)】

	1位	2位	3位
自由民主党	農業者の所得向上	米の需給と価格の安定	強い農業と美しい農山漁村の実現
公明党	需要に応じた米の生産販売の促進	日EU・EPA対策の万全を期す	高付加価値化や輸出で所得を向上
希望の党	食料自給率50%を目指す	農業補助金廃止、農家へ直接払い	新規就農者を育成・支援
日本維新の会	農業を成長産業へ転換させる	米の輸出を強力に推進する	農協から農家のための農業政策
日本共産党	食料自給率50%へ早期回復を	価格保障と所得補償を充実する	食料主権を保障する貿易ルールを
立憲民主党	農業者戸別所得補償制度の法制化	資源管理による漁業の活性化	森林の適切な管理・保全・再生
社会民主党	TPP即時離脱と日米FTA阻止	戸別所得補償制度の法制化と拡充	農林水産業を地域活性化の柱に

(日本農業新聞10月12日掲載記事より引用)

- また、米の生産調整、日米経済対話、牛肉SG、農協改革等についてもアンケートを実施している。(別紙2の通り)

【各党の公約における農業関連の主なポイント】

自由民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日欧E P A、環太平洋連携協定（T P P）対策として牛・豚の経営安定対策事業(マルキン)などを早期拡充 ・ 水田フル活用予算の恒久確保と、需要に応じた米生産を促す全国組織の立ち上げを支援 ・ J Aグループの自己改革を後押し ・ 都市農地の有効活用に向けた制度と税制措置 ・ 卸売市場の活性化
公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田フル活用予算の恒久確保と、需要に応じた米生産を促す全国組織の立ち上げを支援 ・ 農協が果たしてきた役割や現場実態に則した自主的な改革を後押し ・ 収入保険の円滑な導入 ・ 都市農地の貸借制度創出と税制措置見直し
希望の党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業補助金を大胆に廃止し、直接支払に転換 ・ 徹底した規制改革と特区の最大限活用
日本維新の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別所得補償の対象を主業農家に限定 ・ 地域農協から金融部門を分離、株式会社化 ・ 独占禁止法の適用除外規定を廃止し、複数の地域農協の設立を促進するなど、競争環境を整備
日本共産党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の直接支払交付金の継続と農産物の価格補償・所得補償を強化 ・ T P Pの「復活交渉」中止、日欧E P A大筋合意撤回を要求
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者戸別所得補償制度の法制化
社会民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域インフラとしての総合農協を守る ・ 准組合員利用規制と J A全農の株式会社化に反対 ・ 政府が再生産可能な米価を維持

【日本農業新聞に掲載された各党へのアンケート結果】

	米の生産調整見直しへの対応		日米経済対話への対応 (日米FTA対応方針も含めて)	牛肉SGの見直しへの対応		農協改革への対応	
	政府の方針通り見直しを…	理由		牛肉SGの見直しを…	理由	准組合員事業利用規制を…	理由
自由民主党	すべき	米農家が所得向上を目指して自らの経営判断で作物を選択できるようにするため	TPP復帰を求めるとともに首脳間の合意に基づき、日米経済対話を進める	すべきでない	牛肉関税引き下げとセットで決まった制度だから	すべきでない	改正農協法を踏まえ、JAが重要なパートナーとしている現状を尊重し適切に対応する
公明党	すべき	どの作物をどれだけ生産・販売するか、生産者がより主体的に決められるようにするため	相互利益となる建設的な議論を行うべき	すべきでない	国と国とで約束した内容で、米国に制度や経緯を丁寧に説明すべき	検討中	地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割を十分に踏まえて検討すべき
希望の党	検討中	米農家の現場に混乱が生じないように必要な対応について検討する	国益が損なわれないように、毅然とした態度で臨むことが必要	検討中	畜産農家の経営持続性に配慮が必要	すべきでない	准組合員による事業利用は農協の運営に不可欠であり事業利用規制はすべきではない
日本維新の会	すべき	減反廃止を徹底し、米輸出を強力に推し進めるべきである	日米FTAを推進すべき	検討中	自由な競争を阻害しないこと、互恵主義、激変抑制の観点から検討中	検討中	地域農協から金融部門を分離、地域別の株式会社分社化など、農協を抜本的に改めるべきだ
日本共産党	すべきでない	生産調整の廃止は米価格暴落を促進する。米の需給と価格の安定は国が責任を持つべき	日米FTAにきっぱり反対する	すべきでない	発動は世界貿易機関(WTO)でも認められた権利。国内産を守るために堅持すべき	すべきでない	農協事業は農村住民の大事なインフラ。准組合員の規制はその利用の道を閉ざす
立憲民主党	検討中	米農家の現場に混乱が生じないように必要な対応について検討する	国益が損なわれないようにすることが重要	検討中	国内畜産農家の経営への影響などを勘案して検討	検討中	「地域のための農協」との観点から、関係者の意見を聴きつつ、JAの在り方を検討していく
社会民主党	(いずれにも該当しない)	強制的生産調整は見直すべきだが国の責任で再生産可能な米価を保証し所得補償も継続すべき	日米FTAに反対	すべきでない	日本の畜産を守り再生産確保のために必須	すべきでない	中山間地などではJAの金融窓口や給油所が重要なインフラで利用規制は地域衰退に直結する

(日本農業新聞10月13、14、17日掲載記事より引用)

Ⅲ 米副大統領、日米F T Aに言及

— 10月16日、2回目の日米経済対話を開催 —

1. 日米経済対話

- 日米両政府は、今年4月に麻生副総理とペンス副大統領による1回目の日米経済対話を開き、「貿易及び投資のルール・課題に関する共通戦略」「経済及び構造政策分野における協力」「分野別協力」の三領域を協議対象として議論することが確認された。
- 10月16日、麻生副総理とペンス米副大統領による2回目の日米経済対話を開催した。

【2回目の日米経済対話の主なポイント】

- ・米側が日米2国間での自由貿易協定（F T A）に言及
- ・米側が求めていた牛肉セーフガードの見直しは結論を先送り
- ・日本産柿と米国産馬鈴薯の輸出入解禁を成果化
- ・地理的表示（G I）制度に関する透明性・公平性確保
- ・北朝鮮への圧力を強化していくことを確認
- ・日本側が輸入自動車の検査手続きを緩和し、インフラ整備などで協力

- 会談後、日本政府関係者が「ペンス副大統領から対日F T Aに強い関心を示された」と明らかにした。なお、1回目の日米経済対話の中では、両国でのF T Aは議論しておらず、日米首脳会談なども含め、米側が公式にF T Aに言及したのは初めてとなる。
- 農業分野では、米国が強く求めていた米国産冷凍牛肉の緊急輸入制限（セーフガード）の見直しについて議論された。しかし協議は折り合わず、今後も協議を継続していく方針を確認した。

2. 今後の見通し

- 10月16日、外務省幹部は「(日米F T Aについて) すぐに交渉入りとはならない」としているが、11月5日から予定されているトランプ米大統領の訪日において、日米F T Aが首脳会談の議題になる可能性がある。
- なお、米国通商部（U S T R）の幹部が「米国は韓国とのF T Aの中に含まれる契約以上のことを日本に求める」と述べたと一部で報道されている（日本農業新聞10月16日掲載）。
- 一方、国内新聞各紙が「米、日米F T Aに強い関心」等と報道されているのに対し、米国内の報道では必ずしもこうした情報は伝えられておらず、米国通商政策の優先順位は、①北米自由貿易協定（N A F T A）再交渉、②米

韓F T A再交渉、③対中貿易赤字の見直し—にあるという見方もある。

- 米国が北米自由貿易協定（NAFTA）や米韓F T Aなどの大型交渉と並行して日米F T A交渉を進めるのは実務的に厳しいとされているが、トランプ政権は来年11月の中間選挙をにらみ、早期に成果を得ようとする可能性も否定できない。

【日米F T Aをめぐる今後の見通し】

10月22日	(日本) 衆院選投開票
11月5～7日	トランプ大統領訪日
11月上旬	T P P閣僚会合・首脳会合
年明け	米韓F T A再交渉
来年11月	米国議会中間選挙

3. 米韓F T A

- 6月30日、ワシントンで開催された米韓首脳会談において、米国は、発効後5年を迎える米韓F T Aにより米国の貿易赤字が拡大したとして、再交渉を行うための特別委員会の開催を韓国側に要求した。
(米韓F T Aの概要等については別紙1の通り)
- 8月22日、米韓政府は1回目となる特別委員会が韓国・ソウルで開催されたが、米国が求める要求を韓国は拒否した。
- 米貿易専門誌は、同委員会のなかで米国が韓国に対し、5～10年かけて段階的に関税を引き下げることになっている米国からの輸入農産物の関税を直ちに撤廃するよう要求したと報じている。
- その後、9月にはトランプ大統領が協定の破棄も検討していると伝え、韓国側に圧力をかけていた。
- 10月4日、米韓政府は2回目となる特別委員会が米国・ワシントンで開催され、米韓F T Aの再交渉に事実上合意した。
- 5日、韓国産業通商資源省は「米韓F T Aの互惠性をより強化するため、F T A改定の必要性について認識を共にした」との声明を発表した。
- また、米通商代表部（USTR）のライトハイザー代表は声明で「公正で互恵的な貿易につながる改定を近いうちに行うために、韓国との関係強化を期待している」と表明した。

【米韓 F T A の概要等】

- 米韓 F T A は、平成 2 4 年 3 月 1 5 日に発効され、韓国は米を除きほとんどの農畜産物の関税を撤廃させられた。
- 発効前には韓国国会議員と労働者や農業者、医療団体等が廃止運動を展開していた。
- さらに、発効直前の 2 月には 1 0 0 名を超える韓国の野党議員が連名による書簡をオバマ大統領に発出し、いわゆる毒素条項とされる I S D S 条項やラチェット条項の削除、米国農産物に対する韓国の関税譲許表の修正等の見直しを要求していた。

《毒素条項とよばれる主なルール（抜粋）と補足説明》**・ I S D S 条項**

⇒韓国に投資した企業が、韓国の政策によって損害を被った場合、世界銀行傘下の国際投資紛争仲裁センターに提訴できる。

・ ラチェット条項（*）

⇒一度規制を緩和するとどんなことがあっても元に戻せない。

・ 未来最恵国待遇条項（*）

⇒今後、韓国が他の国と F T A を締結した場合、その条件が米国に対する条件よりも有利な場合は、米国にも同じ条件を適用する。

・ サービス市場のネガティブリスト（*）

⇒サービス市場を全面的に開放。例外的に禁止する品目だけを明記する。

※韓国政府の見解として、*印の付いたものは適用が制限されるとしている。

IV スイス、食料安保を憲法明記へ

－ 国民投票で8割近くが賛成 －

- 9月24日、スイスで食料安全保障を盛り込んだ憲法修正案が、国民投票で可決された。主要国で初めて食料安全保障が憲法に明記されることとなった。
- 食料安保を憲法に書き込むこと最初に提案したのは農業団体で、3年前に3か月間で15万人（スイスの総人口は800万人）の署名を集めて、国民投票に向けた調整が始まった。
- スイスは直接民主制を採用しており、憲法は10万人の署名を集めれば、国民発議ができ、投票総数の半分と国内23の地区の半分の支持を得られれば改正される。
- 発議後、連邦政府や州政府が、農業の自由貿易に逆行するような国産重視の動きに警戒を示し、国会が「バランス」がとれた憲法修正案に書き直した結果、構想当初の国内農業重視の色合いは薄れたものの、今回の投票で79%の支持と、すべての地区で賛成多数を獲得し、憲法修正が確定した。

【スイス憲法に加わる主な内容と補足説明】

・耕地を柱に国内農業基盤の確保

⇒農業生産の基盤を守る必要性を記載。アマン経済相は「(農業生産の基盤とは) 特に農地のことだが、水や農業技術、知識やノウハウも含まれる」と説明している。

・適地適産や高い資源効率性

⇒食料生産はその地域の条件に合わせた手法で行い、資源も有効活用すること。これに関し、予備委員会のクリスチャン・リュシェー議員は「国内生産が持続可能な開発に基づいて行われて初めて、長期的に食料安全が保障される」と説明している。

・農業と食料サプライチェーンが市場志向型であること

⇒農業と食料サプライチェーン（生産の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり）が市場志向型であるべきとし、両者の努力を求め、スイスの農業部門は助成金政策や国の法令に頼るべきではないと明記された。

・持続可能な農業に役立つ貿易の実現

⇒国際貿易は農業と食料サプライチェーンの持続的発展に寄与するものでなければならない。(今回の憲法改正で) 国内生産をスイスの食料安全保

障の主な柱としつつ、輸入の補完的役割およびそのために他国と良好な貿易関係を築く必要性も強調されている。

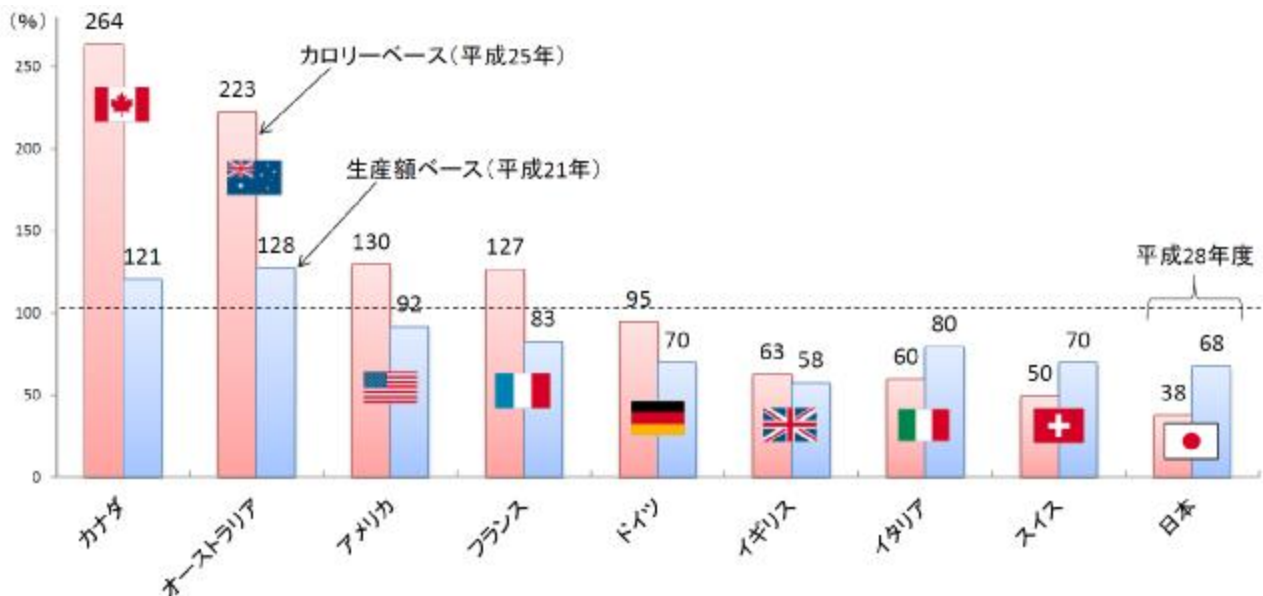
・資源の無駄の回避

⇒生産された食料は資源を尊重する方法で利用されなければならない。スイスでは、すべての食料の3分の1が捨てられているという試算もあり、消費者は無駄な廃棄食料を減らし、自らの責任を一層意識することが必要となる。

※上表中、明朝体で示した補足説明は「swissinfo.ch」より引用

- スイスは酪農で知られる農業国だが、日本と似て山岳地が多く、人件費の高さから労働生産性も低く、カロリーベースの食料自給率は50%（平成25年）と欧州の中でも下位にある。

【諸外国の食料自給率（農水省HPより抜粋・農政をめぐる情勢8月号再掲）】



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。（アルコール類等は含まない）
 注1：数値は暦年（日本のみ年度）。スイス及びイギリス（生産額ベース）については、各政府の公表値を掲載。
 注2：畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

農政をめぐる情勢

平成29年10月24日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉